

【※保護者をご記入ください】

登園届

(あて先)

園長

児童名 _____ (_____ 組)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

〈病名〉 (該当疾患にをお願いします)

	溶連菌感染症		麻疹 (はしか)
	マイコプラズマ肺炎		インフルエンザ (発症日 月 日)
	手足口病		風しん
	伝染性紅斑 (りんご病)		水痘 (水ぼうそう)
	ウイルス性胃腸炎 ・ノロウイルス ・ロタウイルス ・アデノウイルス 等		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
			結核
			咽頭結膜熱 (プール熱)
			流行性角結膜炎
	ヘルパンギーナ		百日咳
	RSウイルス感染症		腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
	帯状疱疹		急性出血性結膜炎
	突発性発疹		侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

(医療機関名) _____ において

症状が回復し、集団生活に支障がないと判断されたことに

相違ありません。 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

※保護者の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、裏面の登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

予 防 す べ き 感 染 症 の 種 類 及 び 登 園 の め や す

感 染 症 名	感 染 し や す い 期 間 (※)	登 園 の め や す
麻 し ん (は し か)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
イ ン フ ル エ ン ザ	症状が有る期間 (発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること (乳幼児にあつては、3日経過していること)
風 し ん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水 痘 (水 ぼう ふう)	発しん出現1～2日前から痂皮 (かさぶた) 形成まで	すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 化していること
流 行 性 耳 下 腺 炎 (お た ふ く か ぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結 核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽 頭 結 膜 熱 (プ ール 熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流 行 性 角 結 膜 炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百 日 咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については、出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶 連 菌 感 染 症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手 足 口 病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯 状 疱 疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 化していること
突 発 性 発 し ん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※ 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については (—) としている。

保育所における感染症対策ガイドライン (平成30年3月厚生労働省)